

避難指示解除に関する有識者検証委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 浪江町復興計画及び浪江町復興まちづくり計画で目標としている平成 29 年 3 月の避難指示解除について、本計画で目標としている項目を整理し、それぞれの項目に関する検証・評価を行うため、避難指示解除に関する有識者検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査検証事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査検証する。

- (1) 避難指示解除に関する項目とその進捗状況
- (2) その他避難指示解除に必要な事項

(委員会構成)

第 3 条 委員会は、有識者 5 名程度の委員で構成する。

2 委員会には、必要に応じて委員以外の参加者に意見を求めることができる。

(委員)

第 4 条 委員は、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、復興推進課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第 7 条の規定にかかわらず、町長が招集する。